



宮監公表第25号
平成30年5月22日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶 谷 欣也
神 戸 洋一郎
星 山 健一
近 藤 慶子



財政援助団体等監査の措置状況の公表について

平成29年度財政援助団体等監査の結果報告に対して講じた措置の通知があるので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、公表します。

記

1 監査の対象部課等

監査対象部署：一般財団法人宮崎市清武文化会館
市所管課：地域振興部文化・市民活動課

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

別紙1

平成29年度財政援助団体等監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成29年度財政援助団体等監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：地域振興部)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(一般財団法人宮崎市清武文化会館)</p> <p>①平成27年度及び平成28年度の給与等及び旅費について、理事会の議決を得ていない「宮崎市清武文化会館就業規則」や「職員の給与及び旅費に関する規程」に基づき支給していた。</p> <p>特に、平成27年度の時間外勤務手当については、「平成27年度宮崎市清武文化会館給与一覧表」及び「平成27年度超過勤務単価算出法」を作成しているにもかかわらず、異なる単価を用い支給していた。</p> <ul style="list-style-type: none">平成27年度職員給与：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「平成27年度宮崎市清武文化会館給与一覧表」を作成平成27年度時間外勤務手当：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「平成27年度超過勤務単価算出法」を作成平成27年度賞与及び特別出勤手当：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用しているものの、算出方法等の作成なし平成27年度市内旅費：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「宮崎市内交通費一覧表」を作成平成28年度賞与（夏季分）及び特別出勤手当並びに時間外勤務手当：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用しているものの、算出方法等の作成なし平成28年度職員給与及び市内旅費：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「宮崎市清武文化会館職員給与年次表」、「交通費支給一覧表」、「手当一覧」及び「交通費支給基準」を作成平成27年度及び平成28年度の市外出張旅費：「旅費規程」を適用 <p>(地域振興部文化・市民活動課)</p> <p>①市が目的外使用許可している宮崎市清武文化会館の飲料水自動販売機に係る電気使用料について、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準（平成26年1月30日改定）により毎月実費を徴収すべきところ、平成28年11月分まで徴収していなかった。（平成28年12月分から平成29年3月分は一括して平成29年3月31日に調定書を起票し平成29年5月31日に徴収）</p>	<p>(一般財団法人宮崎市清武文化会館)</p> <p>①平成28年度までは、理事会・評議会の議決を得ていない規則等に基づいて給与及び旅費を支給していたため、平成28年度末に別添のとおり規則及び規程を改正し適正に運用している。</p> <ul style="list-style-type: none">別添「給与規程」第5条にて給与を規定同第6条～12条にて時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、役職手当を規定同第13条にて賞与を規定別添「就業規則」第30条にて出張旅費、同条第2項、第3項にて交通費の実費支給を規定 <p>(地域振興部文化・市民活動課)</p> <p>①平成28年11月分まで徴収していなかったため、メーターを取り付けた平成28年12月分から徴収を行っており、平成29年度は毎月徴収を行っており、今後も適正に事務処理を行っていく。</p>

【意見】

(一般財団法人宮崎市清武文化会館)

①一般財団法人宮崎市清武文化会館の規則や規程について、一般財団法人への移行や法人の名称変更等があったにもかかわらず、関係する条文の変更が行われていなかった。また、会計規程以外は平成29年4月1日に改正されたものの、会計規程は平成10年4月1日の規程を適用していた。

規則や規程は法人の円滑な運営や事務を適正かつ能率的に遂行するために定めるものであり、その改訂にあたっては適正な時期、手順により行うとともにその規定に則り運用されたい。

(地域振興部文化・市民活動課)

①平成27年度の宮崎市清武文化会館の保守管理に係る業務について、一者随契により委託を行っていた(23件全件)。また、そのほとんどが複数年による契約となっていた。

特殊な業務を除き受託できる複数の業者が想定される業務については、より高い競争性が確保され経費の節減につながるよう発注の見直し等を指導されたい。また、複数年契約の有意性についても検討するよう指導されたい。

②指定管理者である一般財団法人宮崎市清武文化会館について、一般財団法人への移行や法人の名称変更等があったにもかかわらず、監査対象期間(平成27年度及び平成28年度)には規則や規程が整備されていなかった。規則や規程は法人の円滑な運営や事務を適正かつ能率的に遂行するために定められたものであることから、指定管理者候補者の選定にあたっては、提出された規程等についても十分に精査されたい。

(一般財団法人宮崎市清武文化会館)

①平成29年3月10日に理事会及び評議員会を開催し、就業規則・給与規程・処務規程の改正を上程し議決を得て制定を行い平成29年4月1日から施行し、適正に運用している。

また、会計規程の改正については、平成30年6月開催の定期理事会に諮る予定である。

(地域振興部文化・市民活動課)

①高い競争性や経費の節減の観点から、競争入札にすべき案件や単年度契約に適した契約については、年2回のモニタリング調査や月次報告において、契約のあり方を見直すよう指導していく。

②規則・規程が整備されていなかったことから、平成28年度末から整備を行っている。

今後とも、法人の円滑な運営や事務を適正かつ能率的に遂行され規程等に基づき運営されるよう、指導を行いながら、指定管理者選定にあたっては、提出された規程等について精査を行っていく。

平成30年4月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

